

議 会 運 営 委 員 会 日 程

令和 3 年 5 月 1 7 日（月）

午前 1 0 時 5 0 2 会議室

日程第 1 議員選出の監査委員に関する全員協議会の運営について

日程第 2 川崎市議会会議規則について

日程第 3 その他

全員協議会の開催要領（案）

- 1 開催日時及び場所
5月20日（木）午後1時15分から議場において開催
- 2 協議事項
議員選出の監査委員の候補者に関する協議
- 3 候補者の選出方法
本会議の選挙手続を準用した投票による選挙の方法によって決定
（別紙選挙の要領による）
- 4 出席理事者
なし
- 5 傍聴
許可の扱いとする。
（インターネット中継を実施）
- 6 記録
速記による摘録とする。（議会運営の手引き251）
- 7 新型コロナウイルス感染症への対応
全議員が議場の自席に着席した状態で議事を進めるが、マスクの着用や手指消毒等の感染予防対策に取り組む。

議員選出の監査委員に関する全員協議会日程

令和3年5月20日（木）

午後1時15分 議場

1 議員選出の監査委員について

2 その他

選 挙 の 要 領

- 1 選挙の宣告
- 2 議場の閉鎖
- 3 候補者推薦の発言
- 4 出席議員数の確認
- 5 投票用紙の配布
- 6 投票用紙配布漏れ有無の確認
- 7 投票箱の点検
- 8 投票～単記無記名、順次投票
- 9 投票漏れ有無の確認
- 10 投票終了の宣告
- 11 議場の開鎖
- 12 開票の宣告
- 13 開票立会人の指名（浜田昌利議員、松原成文議員、織田勝久議員）
- 14 開票立会人の立会い
- 15 投票箱を開き投票の点検
- 16 選挙結果の報告
- 17 当選人（監査委員候補者）への告知

川崎市議会会議規則の改正について

1 改正の契機

本年2月、全国市議会議長会から各市議会の議長宛てに発出された通知「標準市議会会議規則の一部改正について」において、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議等への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図ったほか、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名押印についても見直すものとされた。

2 川崎市議会会議規則の改正内容（案）

通知の内容を踏まえ、本市議会会議規則を改正する場合、改正内容は以下のとおりとする。

(1) 本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化

(2) 出産に係る欠席の期間について、産前・産後の期間を明文化

※なお、具体的な期間については現状（市職員に準じた基準）と同様とする

(3) 請願に係る署名押印の規定の見直し等

川崎市議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市議会会議規則 昭和31年9月28日議会規則第1号 (欠席の届出) 第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席ができないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u> 2 議員は、出産のため出席ができないときは、<u>出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</u> (請願書の記載事項等) 第90条 請願書には、邦文を用いた請願の趣旨、提出年月日<u>及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければならない。</u> 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u> 3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。 4 議長が受理した請願で、未だ会議の議題となっていないものを請願者が取り下げようとするときは、議長の承認を得なければならない。	○川崎市議会会議規則 昭和31年9月28日議会規則第1号 (欠席の届出) 第2条 議員は、<u>事故のため出席ができないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u> 2 議員は、出産のため出席ができないときは、<u>日数を定めて、あらかじめ議長に届け出ることができる。</u> (請願書の記載事項等) 第90条 請願書には、邦文を用いた請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し押印しなければならない。</u> 2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。 3 議長が受理した請願で、未だ会議の議題となっていないものを請願者が取り下げようとするときは、議長の承認を得なければならない。